

令和 6 年度 農地利用状況調査（農地パトロール）調査概要

1. 実施日

令和 6 年 10 月 23 日（水）・24 日（木）・25 日（金）

2. 集合時間・集合場所

午前 8 時 50 分集合 田無庁舎 1 階 警備室前

3. 実施対象農地

- (1) 令和 7 年度に納税猶予に係る引き続き証明の申請が予定される農地
- (2) 各地区の農業委員から指摘のあった肥培管理が不十分な農地、管理状況に農業委員会の判断が必要な農地、農業委員会へ苦情が届いた農地
- (3) 都市農地貸借円滑化法に基づき、農地貸借をした農地
- (4) 農地だが近年、作物等を栽培していない農地

4. 実施方法

- (1) 農業委員会委員・事務局職員・都市計画課職員・資産税課職員を 6 班に編成して、各日 2 班がパトロールを実施する。
班編成については、【資料 1-2】西東京市農地利用状況調査委員配置表のとおりとする。
- (2) 現地では、外観目視及び圃場に立ち入るなどの方法で調査を実施する。
- (3) 調査の判断は【資料 1-3】西東京市農地利用状況調査（農地パトロール）調査基準に基づき実施する。
- (4) 調査結果を【資料 1-5】令和 5 年度農地利用状況調査（農地パトロール）記録シートに記入し、班長が調査実施後に取りまとめて、11 月 2 日（木）までに事務局へ提出する。

5. その他

令和6年度【農地利用状況調査（農地パトロール）委員配置表】

資料1-2

◎⇒班長 ★⇒運転

R6.9.20

10月23日（水）					
班	委員・職員	車両	担当地域	班	委員・職員
第1班	◎中村委員	公用車 (セレナ)	栄町 北町 下保谷 《件》	第2班	野口会長職務代理
	保谷まり子委員				本田（事務局）
	濱野委員				★樋口（事務局）
	★原島事務局長				◎鶴野委員
	都市計画課職員				下田浩委員
	資産税課職員				★都市計画課職員
					★資産税課職員
					公用車③号車 (ステラ 59-84)
					公用車①号車 (ムーブ39-38)
					富士町 中町 東町 《件》

10月24日（木）					
班	委員・職員	車両	担当地域	班	委員・職員
第3班	◎河合委員	公用車 (セレナ)	保谷町 柳沢 東伏見 新町 《件》	第4班	◎中野委員
	下田武志委員				本田（事務局）
	内田委員				★樋口（事務局）
	★原島事務局長				安田委員
	都市計画課職員				高橋委員
	資産税課職員				★都市計画課職員
					★資産税課職員
					公用車③号車 (ステラ 59-84)
					公用車①号車 (ムーブ39-38)
					向台町 《件》

10月25日（金）					
班	委員・職員	車両	担当地域	班	委員・職員
第5班	◎後藤委員	公用車 (セレナ)	泉町 住吉町 谷戸町 北原町 南町 《件》	第6班	保谷会長
	下田敬一委員				永井（事務局）
	村田委員				★樋口（事務局）
	本橋委員				◎柏木委員
	★原島事務局長				斎藤委員
	都市計画課職員	資産税課 公用車			★都市計画課職員
	★資産税課職員				★資産税課職員
					公用車③号車 (ステラ 59-84)
					公用車①号車 (ムーブ39-38)
					芝久保町 西原町 緑町 田無町 《件》

《西東京市農地利用状況調査(農地パトロール)調査基準》

【資料 1-3】

I 基準設定の趣旨	
西東京市の農業は、多くの農業者の努力によって、新鮮で安全な食料の供給・食育の推進・生活環境・防災などに係る多様な機能を果たし、市民や地域住民の生活向上に大きく貢献している。 しかし、その一方で、様々な理由から耕作が適切に行われていない農地もあり、そのような状態を放置しておくことは、近隣農地や住民に迷惑をかけるだけでなく、農業・農地に対するイメージを大きく低下させてしまう。 西東京市農業委員会は、そのような状況を避けるために、定期的に農地のパトロールを実施しているが、農地管理の良し悪しを公正に判断するために「肥培管理」に係る基準を作成することとした。	
II 地目による肥培管理基準（登記簿上の地目ではなく現況による）	
1 共通事項	① 雑草等が繁茂していない。 ② いつでも耕作できる状態で、かつ、通路や畦畔等についても適正に管理されている。 ③ 収穫している実態がある。 ④ 圃場が垣根で囲われている場合、垣根が適正に管理されている。 ⑤ 近隣の畑の迷惑になっていない。
2 田	① 田として通常行われている状態で管理されている（水稲以外に使われていない）。 ② 現在休耕田であるが、過去3年間に水稲を行った実績がある。
3 畑	① 定期的に耕うんされている（農地性との関連）。 ② 作物が植えばなしになっておらず、適正に栽培管理されている。 ③ 土が農業の用に供されるような状態を保っていること（土が溜まっていないこと）。 ④ 農地全体が整然と管理されている（作付け品目が多岐にわたっているため見苦しい状態とは区別する）。
4 樹園地	① 収穫のため果樹の特性に合わせた剪定がされている。 ② 剪定枝等が園地に散乱していない。 ③ 園地所有者の考え方の基に適正に下草が処理されている（雑草抑制のための管理がなされている）。 ④ 多年生雑草及び植物が繁茂していない。
5 植木地	① 販売用の管理が行われており、商品性が保たれている。 ② 搬出・搬入・管理用の園内通路が確保されている。 ③ 雑草の繁茂がない。 ④ 剪定枝が放置されていない。
6 竹林	① 竹の密度が適正である。 （傘をさして通り抜けられる程度の空間であること（例）京都では、1坪1本と言われている。）。 ② 立ち枯れなどがなく、整然と管理されている。 ③ 間伐した竹が放置されていない。 ④ 笹・篠が混生していない。 ⑤ 下草刈りを「年2回」以上行っている。 ※「竹やぶ」の状態は不可（竹やぶ加工用竹材生産は、林地であって畑地ではない。）
7 駐車場	必要最小限内であること。
備考	① 「雑草繁茂」「下草の管理不十分」とは、草丈が概ね25cmを超える場合とする。 ② 上記2及び3のうち、有機栽培や自然農法を実施する圃場について ア 野菜と草の見分けが容易である。 イ 病害虫の発生源となっていない。 ウ こまめに栽培管理がされている。 エ 近隣の畑の迷惑になっていない。
III 調査による改善・指導	
1	第1段階：口頭注意⇒地区農業委員
2	第2段階：文書指導⇒改善の有無の確認（期限日以降）
3	第3段階：農業委員会の個別指導⇒地区農業委員、役員及び事務局随行
4	第4段階：都市計画課及び資産税課との協議⇒地権者へ通知
5	第5段階：現況課税
IV 肥培管理基準の施行等	
1	この基準は、平成24年7月20日から施行する。
2	この基準に補正・追加が必要となったときは、総会で協議し、随時改正する。
V 参考	
1	農地法における「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいう（農地法第2条第1項）。
2	「耕作の目的に供される土地」とは、現に耕作されている土地又は現在耕作されていなくても耕作しようとするれば何時でも耕作できるような土地をいう。
3	この場合の「耕作」とは、土地に労働及び資本を投じ肥培管理を行って作物を栽培することいい、「耕うん、整地、灌がい、排水、施肥、農薬散布、除草等を行い作物が栽培されている」ことをいう （全国農業会議所・「よくわかる農地の法律手続き」より）。

農業者のみなさまへ

農地バトリールを実施します

【調査期間】

10月23日(水)～25日(金)

上記の期間で、農地法第30条に基づき市内の農地の肥培管理について、調査を実施する予定です。農業委員及び事務局職員が皆様の畑を訪問して、調査等を行うこととなりますので、ご理解、ご協力をお願いします。

※農地法第2条の2により「農地について権利を有する者の責務」として、「農業上の適正かつ効率的な利用を確保しなければならない」旨が定められています。

※ 特定生産緑地に指定できる農地は、「適切に農地として肥培管理がされていること」とあります。

西東京市農業委員会事務局
電話（直通）042-420-2820

[illegible]